



2025年8月12日

各 位

会 社 名 東京ボード工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 井上 弘 之
(コード：7815 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 尾股 拓 彦
(TEL：03-3522-4138)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、2025年8月31日（日）を基準日と定め、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日：2025年8月15日（金）
- (2) 基準日：2025年8月31日（日）
- (3) 公告方法：電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.t-b-i.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の日程及び目的事項について

当社は、決算期変更（事業年度の末日）に伴う定款一部変更の件を付議する予定です。開催時間、開催場所など詳細につきましては、決定次第、本臨時株主総会招集通知にてお知らせいたします。

- (1) 開 催 日：2025年10月17日（金）
- (2) 目的事項：第1号議案 定款一部変更の件

3. 決算期（事業年度の末日）の変更について

（1）決算期変更の理由

当社は 2025 年 6 月 26 日付で公表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況（改善期間入り）及び計画書の更新（計画期間の変更）について」のとおり、上場維持基準の適合に向けた取組とともに、国内の他取引所への上場を検討しており、各取引所への相談も開始しております。

上場維持基準の適合及び国内の他取引所への上場に向けては、継続企業の前提に関する注記の解消が必要不可欠であると認識しておりますが、取引金融機関及び監査法人からは、生産体制が整った平常時の実績を 2 期程度確認し、その上で収益弁済可能と判断できた場合に注記の解消は可能となるとの説明を受けており、このままでは 2026 年 3 月末までの注記解消は難しい状況でございます。

そこで、取引金融機関及び監査法人の判断期間を確保するべく、決算期（事業年度の末日）の変更を行うものであります。当社としては 2022 年 12 月に焼損した佐倉工場チップ乾燥設備の代替設備が 2025 年 3 月より稼働を開始し、2026 年 3 月期第 1 四半期の生産数量は前年同期に比べ 3 割ほど増加しており、在庫も確保できる体制が整ったことから、営業活動に制限をかける必要がなくなった為、今後は更なる業績回復を見込んでおります。2026 年 3 月期第 1 四半期も、予算に対する達成率が、売上高につき 94.68%、経常利益につき 104.72%となるなど、概ね想定通り推移しており、国土交通省主管で建築物 LCA の実施を促す制度の開始が公表される等、当社に追い風となる市場環境となってきたため、当社の強みであるマテリアルリサイクルを前面に打ち出した営業活動を行っていくことで、現在の事業計画はこのまま計画通り進捗し、収益弁済が可能となり注記の解消が実現できると判断しております。

また、2026 年 3 月期第 1 四半期は営業活動に制限のあった時期からの移行期として事業計画を立てておりますが、決算期（事業年度の末日）の変更をすることで、この期間を含めずに決算期をスタートさせることができるようになるため、国内の他取引所の上場審査基準とされている利益の額達成の可能性も高まると見込んでおります。

加えて、当該変更により、東証における上場維持基準の適合に向けた改善期間は 2027 年 2 月 28 日となる予定です。

なお、継続企業の前提に関する注記の解消に向けた判断期間の延長に対しては、決算期（事業年度の末日）は可能な限り繰り下げるのが望ましいため、変更後の決算期（事業年度の末日）は 2 月末日としております。

（2）決算期変更の内容

現 在：毎年 3 月 31 日

変更後：毎年 2 月末日

4. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

決算期(事業年度の末日)を2月末日に変更することを目的として定款を一部変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。
(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から翌年2月末日までとする。
(期末配当金) 第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。	(期末配当金) 第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年 <u>2月末日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。
(中間配当金) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。	(中間配当金) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>8月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(3) 日程

本臨時株主総会決議（予定）：2025年10月17日（金）

定款一部変更の効力発生日（予定）：2025年10月17日（金）

5. 今後の見通し

2026年2月期の通期連結業績予想につきましては、決算期変更に伴う影響について精査を行い、算出次第速やかに公表させていただく予定です。

以 上